

看護師と介護職員の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予測されている。しかし、医療・介護の現場では、看護師や介護職員の過重労働と人員不足が深刻化しており、仕事を辞めたいと感じながら働いている職員の割合が看護師では74.9%、介護職員では64.5%にも達しているとの調査報告が出されている。

介護職員の賃金は、全産業労働者の平均賃金より約8万円も低く、2009年度以降、国は介護職員への処遇改善を行っているが、実際には十分な改善につながっておらず、賃金が低いことは離職の大きな理由の一つとなっている。

看護師・介護職員の賃金水準が全産業平均よりも低いのは、同じライセンスでありながら、働く地域や施設によって看護師で月額9万円、介護福祉士で月額6万円にもなるような初任給の格差があり、このことが原因の一つと考えられる。そのために、低い水準の影響を受けて全体の賃金水準が上がらず、看護師・介護職員の地域偏在や離職者増につながっていることは明らかである。

福島県では、「2025年度の介護職員充足率」推計が74.1%と必要数の4分の3に届かない状況にある。安全・安心の医療・介護体制を築くためには、看護師・介護職員の賃金底上げなどの処遇の改善により、人材を確保することが必要である。

よって、本市議会は、政府関係機関等に対し、下記事項について強く要望する。

記

医療・介護の深刻な人材不足を解消するため、看護師及び介護職員について、全国を適用対象とした最低賃金（特定最低賃金）を新設し、賃金の地域間格差の解消と底上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月12日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

【意見書提出】

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿